シンガポール共和国シンガポール市タワーフィフティーン22番―01ホーチアングロード15番地、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
更生会社　ユナイテッド・オーシャン（ハル・ＮＯ．Ｓ―1527）・ピーティーイー・リミテッド
代表者取締役　ヴィパン・クマール・シャルマ
同　　ジョン・チア・コン・フワ
パナマ共和国パナマ県パナマ市、パナマ共和国における会社の代理人の所在地及び名称パナマ共和国パナマ市53番Ｅストリート、ウルバニサシオン・マルベーヤ、ＭＭＧタワー16階モルガン・Ｙ・モルガン法律事務所、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
更生会社　ユナイテッド・オーシャン・ハル・ＮＯ．Ｓ1530・エス・エイ
代表者社長兼取締役　ヴィパン・クマール・シャルマ
パナマ共和国パナマ県パナマ市、パナマ共和国における会社の代理人の所在地及び名称パナマ共和国パナマ市53番Ｅストリート、ウルバニサシオン・マルベーヤ、ＭＭＧタワー16階モルガン・Ｙ・モルガン法律事務所、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
更生会社　ユナイテッド・オーシャン・ハル・ＮＯ．Ｓ1540・エス・エイ
代表者社長兼取締役　ヴィパン・クマール・シャルマ
1　決定年月日時　平成27年12月31日午後５時
2　主文　ラムス・スプレンダー・シッピング・エス・エイ、ラムス・シップホールディング・ピーティーイー・リミテッド、ユナイテッド・ウッドチップ・キャリア・ピーティーイー・リミテッド、オーシャン・ウッドチップ・キャリア・ピーティーイー・リミテッド、サジタリウス（ピーシーティーシー）・ピーティーイー・リミテッド、オーシャン・プロミス・ピーティーイー・リミテッド、オーシャン・セントーサ（ピーシーティーシー）・ピーティーイー・リミテッド、ユナイテッド（セミーオープン）・ピーティーイー・リミテッド、オーシャン（セミーオープン）・ピーティーイー・リミテッド、エイチケー・チャレンジャー・ピーティーイー・リミテッド、ユナイテッド・オーシャン（ハル・ＮＯ．Ｓ―1527）・ピーティーイー・リミテッド、ユナイテッド・オーシャン・ハル・ＮＯ．Ｓ1530・エス・エイ及びユナイテッド・オーシャン・ハル・ＮＯ．Ｓ1540・エス・エイについて更生手続を開始する。
3　管財人　進士　　肇
4　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成28年２月29日まで
6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成28年６月７日から平成28年６月20日まで
7　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成28年８月31日まで
8　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成28年９月30日まで
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ミ）第２８－３５号

シンガポール共和国シンガポール市タワーフィフティーン22番―01ホーチアングロード15番地、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
更生会社　グローバルバルク・パートナー・ピーティーイー・リミテッド
代表者取締役　ヴィパン・クマール・シャルマ
同　　ジョン・チア・コン・フワ
シンガポール共和国シンガポール市タワーフィフティーン22番―01ホーチアングロード15番地、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
更生会社　オーシャン・エタニティ・ピーティーイー・リミテッド
代表者取締役　ヴィパン・クマール・シャルマ
同　　ジョン・チア・コン・フワ
シンガポール共和国シンガポール市タワーフィフティーン22番―01ホーチアングロード15番地、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
更生会社　グローバル・ピース・シッピング・ピーティーイー・リミテッド
代表者取締役　ヴィパン・クマール・シャルマ
同　　ジョン・チア・コン・フワ
シンガポール共和国シンガポール市タワーフィフティーン22番―01ホーチアングロード15番地、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
更生会社　ユナイテッド・フォーチュン・キャリア・ピーティーイー・リミテッド
代表者取締役　ヴィパン・クマール・シャルマ
同　　ジョン・チア・コン・フワ
シンガポール共和国シンガポール市タワーフィフティーン22番―01ホーチアングロード15番地、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
更生会社　ユナイテッド・オーシャン（ハル・ＮＯ．ＳＣ―195）・ピーティーイー・リミテッド
代表者取締役　ヴィパン・クマール・シャルマ
同　　ジョン・チア・コン・フワ
シンガポール共和国シンガポール市タワーフィフティーン22番―01ホーチアングロード15番地、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
更生会社　オオシマ・アイランド（ハル・ＮＯ．Ｓ―10687）・ピーティーイー・リミテッド
代表者取締役　ヴィパン・クマール・シャルマ
同　　ジョン・チア・コン・フワ
パナマ共和国パナマ県パナマ市、パナマ共和国における会社の代理人の所在地及び名称パナマ共和国パナマ市53番Ｅストリート、ウルバニサシオン・マルベーヤ、ＭＭＧタワー16階モルガン・Ｙ・モルガン法律事務所、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
更生会社　ユナイテッド・オーシャン・ハル・ＮＯ．1533・エス・エイ
代表者社長兼取締役　ヴィパン・クマール・シャルマ
シンガポール共和国シンガポール市タワーフィフティーン22番―01ホーチアングロード15番地、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内
更生会社　サントシュ・ウッドチップ・キャリア・ピーティーイー・リミテッド
代表者取締役　ヴィパン・クマール・シャルマ
同　　ジョン・チア・コン・フワ
1　決定年月日時　平成27年12月31日午後５時
2　主文　グローバルバルク・パートナー・ピーティーイー・リミテッド、オーシャン・エタニティ・ピーティーイー・リミテッド、グローバル・ピース・シッピング・ピーティーイー・リミテッド、ユナイテッド・フォーチュン・キャリア・ピーティーイー・リミテッド、ユナイテッド・オーシャン（ハル・ＮＯ．ＳＣ―195）・ピーティーイー・リミテッド、オオシマ・アイランド（ハル・ＮＯ．Ｓ―10687）・ピーティーイー・リミテッド、ユナイテッド・オーシャン・ハル・ＮＯ．1533・エス・エイ及びサントシュ・ウッドチップ・キャリア・ピーティーイー・リミテッドについて更生手続を開始する。
3　管財人　進士　　肇
4　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成28年２月29日まで
6　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成28年６月７日から平成28年６月20日まで
7　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成28年８月31日まで
8　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成28年９月30日まで
東京地方裁判所民事第８部